次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）	第一項の表内閣総理大臣の項	及び内閣府本府	、内閣府本府及び復興庁
個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）	第十二条第二項	第五十七条の地方支分部局の長	第五十七条の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）	第二十二条第一項	第十七条の地方支分部局の長	第十七条の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）	第一条第二号	内閣府を除く。）、内閣府	内閣府及び復興庁を除く。）、内閣府、復興庁
職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）	第五条	次に掲げるもの	次に掲げるもの並びに復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織及び復興庁に置かれる復興局
	第十二条	当該各号に定めるもの	当該各号に定めるもの及び再就職者が離職前五年間に復興庁に就職する職員が離職前五年間に復興庁以外の国の機関若しくは特定独立行政法人又は当該国の機関若しくは特殊法人若しくは認可法人であった場合には、当該国の機関又は特殊法人若しくは認可法人に属する職員であった者が離職前五年間に復興庁に属する職員であったものとみなす。）における復興庁の事務次官
	第十三条第一項	、次に掲げるもの	、次に掲げるもの並びに復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）第二条第一項に同令第三条第一項に規定する審議官及び同令第三条第一項に規定する参事官
	第十四条	当該各号に定めるもの	当該各号に定めるもの及び再就職者が離職した日の五年前の日より前に部課長等の職に就いていた時に復興庁に属する職員であった場合（再就職者が離職した日の五年前の日より前に部課長等の職に就いていた時に復興庁以外の国の機関等に属する職員であった場合を含む。）における復興庁の事務次官

						標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）	東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）
	第十五条第一項	第十六条第一項	第十六条第一項第一号	第十七条	第十九条第一号	表一の項	第一条各号及び第十一条
	次に掲げるもの	次に掲げるもの	国の機関	前条第一項第六号	第十六条第一項第六号	内閣府の事務次官	内閣府令
次に掲げるもの及び復興庁	次に掲げるもの並びに復興庁の事務次官及び復興庁設置法第十二条第一項に規定する職	次に掲げるもの及び復興庁	国の機関並びに復興庁	国の機関（当該在職機関であるものを除く。）又は復興庁	第十六条第一項第一号、第四号、第六号	内閣府の事務次官、復興庁の事務次官	内閣府令
					国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）	内閣府の事務次官、復興庁の事務次官	内閣府令
						第十七条第五項に規定する局長	、沖縄総合事務局
						第十七条第五項に規定する部長	第十七条第五項に規定する課長
						第十七条第五項に規定する局長、復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）第一条第一項に規定する統括官	第十七条第五項に規定する課長、復興庁組織令第三条第一項に規定する参事官
						第十七条第五項に規定する部長、復興庁組織令第二条第一項に規定する審議官	
						第十七条第五項に規定する局長、復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）第一条第一項に規定する統括官	、沖縄総合事務局、復興局
復興庁令							